平成２８年（フ）第１０６号
香川県丸亀市三条町448番地10
債務者　古川　雄一
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１０９号
香川県丸亀市川西町北841番地　パナハイツ原Ａ棟205号
債務者　増田　惠三
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１１０号
香川県坂出市福江町１丁目２番８号　泉本アパート106号
債務者　松岡　秀紀
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１９９号
釧路市大楽毛５丁目８番８号　下宿屋優心213号室
債務者　中村真智子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１０４６号
千葉県八千代市八千代台南１丁目12番３号　すずめビル303
債務者　鈴木　涼嗣
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０７８号
千葉市緑区おゆみ野中央１－４－５　エトピリカおゆみ野206　内村由香方、住民票上の住所千葉県市原市五所1701番地１　レインボーハウス五所第２―107号
債務者　渡邉　大輔
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８２号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅Ｍ－２棟214号
債務者　久保久美子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９４号
千葉市若葉区桜木６丁目17番22号　やすらぎの会
債務者　林　　正夫
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１１号
千葉市稲毛区天台１丁目６番21号　市営住宅天台団地403号
債務者　髙橋　政江
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１２１号
千葉県船橋市北本町２丁目６番１―803号
債務者　弓田キョ子（通称名許娟）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１２８号
千葉県市川市南行徳２丁目22番10―101号（サンライズ・ヴァレイ）
債務者　小室　弘美
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３２号
千葉県船橋市市場３－３－１　総武病院方、住民票上の住所千葉県船橋市高根台１丁目11番７―101号
債務者　飯塚　喜子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８８０号
神戸市東灘区住吉山手８丁目16番７号
債務者　佐藤伊津子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８５号
神戸市北区ひよどり台５丁目７番地市営ひよどり台住宅60―405号
債務者　霧島　洋介
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５３号
兵庫県姫路市西庄甲48番地アメニティカーサ207、従前の住所兵庫県姫路市東今宿３丁目８番５―601号ロワイヤル東今宿
債務者　中川　寛幸
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９号
山口県萩市大字椿東5677番地　中村アパート５号室
債務者　松田　憲治
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
山口地方裁判所萩支部